

選定方法及び選定基準について

交通局職員 3 名及び学識経験者等 1 名により構成される事業者選定会議（書類審査）により選定を行う。

1 事業者選定会議構成委員

【交通局職員】

大塚 健志 企画総務部長（選定委員長）

古崎 洋平 企画総務部職員課長

中山 晋一 企画総務部職員課長補佐

【学識経験者】

松村 貴代 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課担当部長

2 評価（採点）項目及び採点方法

「選定評価基準表」に基づき評価を行い、各選定委員の評価点の平均を事業者選定会議の評価点とする。

その評価点が最も高い事業者を受託候補者とする。

なお、評価点が同点のときは、委員長の決することによる。

評価点が 50 点未満の事業者は失格とする。